

障害者相談支援体制整備に係る取組みについて

I 基幹相談支援センターについて

1 経過

- ・障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹」という）は、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と、継続的な支援の確保（支援者支援）を目的に、令和2年7月に市直営で開始し、各般の取組みを進めてきた。
- ・今年度は、委託事業化に向け、目的の達成のために求められる機能や運用のあり方について整理を進めることとしていた。

2 基幹のこれまでの取組み（詳細は参考資料1参照）

（1）支援者支援

① 取組みの概要

障害者相談支援事業所や指定特定相談支援事業所等（以下、「相談支援事業所等」という）が支援の実施上困難さを抱える障害児者に対して共同支援を実施することにより、支援者の支援能力の向上及び障害児者の抱える生活上の課題の解決を図る。

また、共同支援で取り扱ったケースについて、見立てを深め、蓋然性の高い支援方針を策定するため、医師やソーシャルワーカーをスーパーバイザーとする事例検討会を行う。

② 取組み状況

- ・基幹に相談が持ち込まれるケースについては、障害状態のほか、生活史に基づく心理的な課題、家族や地域社会等のつながりの希薄さ、社会経済上の問題、支援者によるサポート体制の問題等多様な背景が複雑に影響し合い、困難な状況に追い込まれた障害児者であった。
- ・これらのケースの支援にあたり、相談支援事業所等の支援者は、情報の収集・整理、アセスメントや見立て、支援方針の確立やプランニング、具体的な介入方法や関係機関の連携の進め方といったケースワーク過程におけるさまざまな悩みを抱えていた。
- ・開所以降、こうした悩みを抱える23相談支援事業所と共同支援を行うとともに、必要に応じて合同事例検討会に諮り、適宜ケースの実態に応じた見立てと支援方針の更新を行うなどし、障害児者の抱える困難さの軽減、支援体制の再構築等状況改善につながったケースがみられた。

（2）人材育成

① 取組みの概要

共同支援の実践や各種調査等により把握した支援者が抱える共通の課題に対して、関係機関と連携し、各種研修等の企画・運営を行う。

② 取組み状況

- ・計画相談支援実務担当者研修や仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修の企画・運営、障害者相談支援事業所や主任相談支援専門員と連携し、宮城県相談支援従事者研修（初任者研修・現任者研修）への協力（演習・実習講師の調整や派遣）等を行った。
- ・また、本事業の将来的な委託事業化を見据えた事業者の育成を目的に相談支援従事者人材育成セミ

ナーを企画・運営し、支援者支援に必要となる考え方や視点、技術等について学ぶ機会を設けた。

(3) ネットワーク形成

① 取組みの概要

障害者自立支援協議会(以下、「自立協」という)をはじめとする各種会議体への参加等を通じて、地域における障害児者の支援上の課題を把握するとともに、支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保するための関係機関間の連携体制の強化を行う。

② 取組み状況

- ・各区自立協への参加を通じ、地域において支援上どのようなことが課題になっているのか把握するとともに、市自立協の各部会に委員として参加し、テーマ応じた意見・提案を行った。
- ・また、宮城県医療的ケア児支援基幹相談支援センター連絡会、ひきこもり支援連絡協議会やひきこもり地域相談会等に参加し、対応に高い専門性を有するケースへの支援について、関係機関と課題認識の共有を図った。

3 今後の取組みについて

- ・本事業では、支援者支援を主な取組みとして、地域全体の支援能力の向上を図ることによりその目的の達成に向け努めてきた。
- ・事業開始の契機となった自立協の提言やこれまでの取組み状況を踏まえ、引き続き支援者支援を中心に事業を展開していくが、国が求める基幹の役割と照らし、各役割の本市における現行体制と連動し、基幹としてどのように関与していくか検討が必要である。
- ・取組みの拡充にあたっては、より安定した基幹の体制の確保が必要であることから、令和6年度年度中央の委託事業化を目指す。なお、受託事業者については、公募型プロポーザル方式により選定する予定とする。

Ⅱ 地域生活支援拠点について

1 経過

- ・本事業は、居住支援や緊急対応の体制整備、予防的な関わりを通じて、障害児者が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続ける支援体制を整備することを目的として実施している。
- ・本市では、地域生活支援拠点（以下、「拠点」という）の機能のうち、緊急時の支援体制整備に重点を置き、取組みを進めてきた。
- ・今年度は現委託期間の最終年度であることから、これまでの取組みの成果と課題を拠点運営会議で整理の上、次期受託者を選定することとした。

2 拠点におけるこれまでの取組み（詳細は、[参考資料1](#)参照）

（1）緊急受入れ

① 取組みの概要

障害児者が、緊急やむを得ない事情により、在宅生活の継続が困難となった場合、関係機関との連絡調整により、一時的な受け入れ先を確保する。また、関係機関における受け入れが困難な場合、拠点の緊急用居室にて受け入れを行う。

② 取組み状況

- ・令和3年以降80件（実人数69名）の緊急受け入れを行った。緊急受け入れに係る相談のうち、受け入れできなかった事例は満室、他利用者との関係性の配慮を理由とする2件であった。
- ・緊急受け入れに至る理由の上位は、「入所施設における不適応や問題行動による居所の喪失」（22%）、「虐待やDVによる家族等の関係性の破綻」（16%）、「病状や家族関係の悪化による一時的な避難」及び「本人の問題行動等による家族の疲弊」（13%）であった。
- ・緊急で受け入れた方が抱える背景要因には本人の障害特性だけではなく、周辺環境の問題や支援者の抱える困難さなどが複合的に影響していることが見受けられる。
- ・一方で、緊急受け入れの相談があった者のうち、緊急当日に他機関における受け入れを調整できたケースはわずか1件に留まった。

③ 拠点運営会議における取組みの評価

- ・緊急受け入れの相談があった方については、その殆どに対応しており、着実な実績の積み重ねができてきていると評価できる。
- ・また、緊急受け入れを行った障害児者の状態・状況等の分析から、拠点として、当初想定していた重点的に関わる対象者を中心に支援の提供がなされているものと考えられる。
- ・一方で、緊急受け入れの相談があった方について、その殆どを拠点の緊急用居室にて受け入れており、地域の緊急受け入れ機関としての役割が期待される他の短期入所事業所等の施設とのネットワークの構築は十分とは言い難い状況にある。
- ・即日に受け入れできるのは、拠点の強みである。最初は拠点で受け入れ、その後早期の段階で他の短期入所につないでいくといった運用も協力を取り付けたり、経験値を蓄積する上で有効と考えられる。

(2) 緊急受け入れ機関のネットワーク形成

① 取組みの概要

区障害者自立支援協議会等への参加を通じ、定期的に事業の実施状況等を共有するとともに、短期入所事業所等を訪問し、緊急受け入れに係る課題を共有し、広く受け入れ可能な体制の確立を図る。

② 取組みの状況

- ・令和3年度以降、市内55件の短期入所事業所・グループホームに対して個別に訪問を行った。そのうち現に緊急受け入れを行っている事業所は25%、緊急受け入れを行っていない事業所は53%、緊急受け入れの対応を確認できなかった事業所は22%であった。
- ・現在緊急受け入れを行っていない事業所のうち、28%が今後受け入れを検討していきたいとの前向きな意向を示していた。
- ・なお、緊急受け入れが困難な理由として、「本人の状態や人となり等がわからないと対応ができない」「他害等の問題行動がある場合は対応できない」「職員の体制上対応ができない」といったことが挙げられていた。

③ 拠点運営会議における取組みの評価

- ・区障害者自立支援協議会への参画、緊急受け入れの役割が期待される短期入所事業所等の訪問を継続することにより、拠点の役割・機能等に関する支援者の理解は一定深まったものと考えられる。また、短期入所事業所の緊急受け入れに対する対応や意向についても把握することができた。
- ・しかし、現状では実態及び意向の把握に留まっており、他の短期入所事業所等が拠点の一部として機能するための具体的なアプローチには至っておらず、結果として、緊急受け入れの相談があった者の殆どを拠点の緊急用居室で受け入れていることから、面的な体制の整備がなされているとは言い難い状況にある。
- ・初見のケースであっても、他の短期入所事業所等での受け入れを促進するため、事例などを通じてイメージを共有したり、拠点からのスーパーバイズや受け入れのサポートが必要である。

(3) 中長期的視点に立った予防的コーディネートについて

① 取組みの概要

障害者基幹相談支援センター、障害高齢課、相談支援事業所等と連携し、緊急的な事態に至らぬよう（再発予防も含む）、中長期的な視点に立った継続的な支援を行うもの。

② 取組みの状況

- ・令和5年10月時点で、拠点において支援を実施しているのは24ケースであった。具体的には、居所からの強制的な退去を繰り返す方、養育者の不在により施設入所を余儀なくされた方、外部からの適切な支援を受けることができず放置状態にあった方等多機関協働による支援が提供されなければ、地域生活の維持継続、地域への移行が困難な方達である。
- ・支援チームの中で拠点は、本人の状況に関する主たる支援者との情報共有・モニタリング、住まいや日中活動の場に関する情報の収集やコーディネート、本人や家族等との訪問・面談といった役割を担っており、多機関協働による継続的な支援を提供することにより、状況が好転したケースもみられている。
- ・協働する関係機関からは、拠点が支援チームに参画することの効果として、セーフティネットと

しての機能が加わることで、チーム全体の安心感や安定感につながることや、居住資源等に関する情報を豊富に有していることで、ケースワークの幅が広がることなどが挙げられていた。

- ・一方で、支援者支援を行う障害者基幹相談支援センターや発達障害地域支援マネジャーからは、コーディネート力について、依然課題があり、その背景としてアセスメントの不十分さが指摘されている。

③ 拠点運営会議における取組みの評価

- ・予防的コーディネートにおいても、緊急受け入れと同様に困難な状況にある障害児者を中心に支援の提供がなされている。支援対象者の状況の改善や協働する支援機関からの評価等を踏まえると、拠点が支援チームに加わることによって、その機能の向上にとって一定の効果があると考えられ、緊急受け入れを介さないケースへの支援にさらに積極的に取り組む必要がある。
- ・一方で、拠点のコーディネート力の向上は以前から課題として指摘されてきたところではあるが、障害者基幹相談支援センターや発達障害地域支援マネジャーの見解を踏まえると、その背景として、対象者に関する情報の収集、アセスメントや見立てが十分ではないことがうかがえる。
- ・また、支援対象者自身をアセスメントすることのみならず、支援チームをどう構築するべきかといった視点も求められる。
- ・他機関とアセスメントを共有するという点からも、枠組みを整理し、書面に落とし込むなどして、「見える化」を図る必要がある。

3 今後の取組みについて

- ・次期（令和6年度から令和8年度）の事業実施者について、令和6年3月に公募型プロポーザル方式による選定を行い、今期に引き続き「特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター」が受託候補者として選定された。
- ・地域生活支援拠点運営会議における本事業の成果や課題を踏まえ、次期受託候補者とともに、具体的な対応について検討を進めていく。
- ・取組みの評価・検証については、引き続き地域生活支援拠点運営会議及び障害者自立支援協議会において実施する。

Ⅲ 計画相談支援について

1 経過

- ・本市では、障害福祉サービス（以下、「サービス」という）受給者のうち、約半数がセルフプランによりサービスを利用している。
- ・計画相談支援・障害児相談支援（以下、「計画相談支援等」という）をより利用しやすい環境を整備していくため、下記3点により実態把握を進めることとしていた。

- セルフプランにより障害福祉サービスを利用している障害児者を対象とした調査
- 計画相談支援等を担う指定特定相談支援事業所の実態に関する調査
- 地域生活の維持・継続のため計画相談支援等を優先的に提供されることが必要な対象の整理

2 計画相談支援等の実態把握のための取組み（詳細は参考資料2参照）

- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者6,276名（令和5年10月時点）を対象にアンケート調査を実施し、1,463名（回答率23%）から回答を得た（回答期間：令和5年12月18日～令和6年1月26日）。
- ・調査は、全23問で構成し、下記のことについてお尋ねした。

- アンケート調査の回答者について（1問）
- 障害のある方の生活状況について（3問）
- 障害の状態や程度について（9問）
- 障害福祉サービスの利用状況や相談先などについて（3問）
- 計画相談支援・障害児相談支援、セルフプランについて（7問）

※なお、その他の調査については実施に至っておらず、現在調査の設計に取り組んでいる。

3 今後の取組みについて

- ・セルフプランにより障害福祉サービスを利用する障害児者を対象としたアンケート調査については分析の途上にあり、引き続き整理を進めていく。その他の調査については、次年度の実施に向け設計に関する検討を進めていく（令和6年5月～6月頃実施予定）。
- ・全調査終了後、結果を整理し、令和6年度第1回自立協本会（令和6年8月頃予定）にて報告し、計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に係る課題の整理と取組みの方向性について検討する。